

# 栃木県公報

平 成 28 年 3月31日(木) 号 外 第 23 号

	目	次				
	規	則				
○栃木県情報公開条例施行規則等の一部改	(正				•••••	•••••
○栃木県情報公開審査会規則及び栃木県個	固人情報保護署 訓	審議会規則の原 令	卷止	•••••	•••••	•••••
○栃木県官報報告規程の一部改正	••••					
	教育多	を 員 会				
○栃木県情報公開条例施行規則及び栃木県	具個人情報保護	[	則の一部改正			
	選挙管理	<b>里</b> 委員会				
○栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県	具個人情報保護	<b>医条例施行规</b>	星の一部改正			
	人事引	5 員 会				
○栃木県人事委員会事務局の組織に関する	規則等の一部	8改正	•••••			
○不利益処分についての不服申立てに関す						
	監査					
○栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県			星の一部改正			
2 10 1 21(113 100-1013)(17 43)(11 7)(11 11/100 11/10	公安零		T > H > 4TT			
の栃木県道路交通法施行細則等の一部改正			•••••			
)栃木県公安委員会文書規程の一部改正・・・	•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
	企 美					
○栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県			是の一部改正			
	警察		TAN HERVIE			
)栃木県情報公開条例施行規程の一部改正						
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部 ○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部						
之一。 之一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	労働る					
○栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県			2の一部改工			
7個小景 再報 A 開来 例 爬 1	中国人用制成的 <b>収用</b> 額		于八人,即代红	,		
7.抵土里桂起八里冬匆拉行扭即五7.5抵土里			11100 . 並はまて			
○栃木県情報公開条例施行規則及び栃木県			いへ一些文正			
7.长七里桂却八里久何花怎扭犯五兆长七里	内水面漁場					
○栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県			王の一部以正			•••••
○栃木県議会情報公開条例施行規程及び析	議	会 8個業久例故	こ田 担 の 一立	714 TT		
J伽小県議会旧報公開朱列旭11 現性及U伽	7个宗他八语	以休丧朱'列旭'	別性り一司	以正…		
	規	則				
_	<b>/</b> УЬ	ויא				
6木県規則第二十四号						
栃木県情報公開条例施行規則等の一部を	改正する規則	ぬを次のよう	に定める。			
平成二十八年三月三十一日						
		Ĩ	<b>你木県知事</b>	ط	$\boxplus$	田手
栃木県情報公開条例施行規則等の一	部を改正する	同難問				
(栃木県情報公開条例施行規則の一部改	(出)					
<b>第一条</b> 栃木県情報公開条例施行規則(平	-成十二年栃木	: 県規則第八	で) の一部を	次のよ	うに致	正する。

空門森川郎中「苗欒申立て」や「奉棊請求」に収める。

民品 後 付 銀 川 中 日 「60日」 ゆ 「3月」 と、「異議申立てを」 ゆ 「審査請求を」 と、「異議申立てに対する決定」 ゆ 「審査請求に対する裁決」 と、「異議申立てが」 ゆ 「審査請求が」 と おるゆ。

「異議申立てに対する決定」や「審査請求に対する裁決」と必める。

こ品機が無十川中子「開示決定等」○幺以「又は開示請求に係る不作為」や長べ、「不服申立て」や「審査請求」以、「栃木県情報公開審査会」や「栃木県行政不服審査会」以お8№。

(栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

る。第二条 栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十三年栃木県規則第六十六号)の一部を次のように改正す

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

記録式第二十三中十「60日」を「3月」と、「異議申立てを」を「審査請求を」と、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」と
をのの、
の記述式第十二中、別記様式第十四中、別記様式第十五中、別記様式第二十二中及び別

(生活保護法施行細則の一部改正)

第三条 生活保護法施行細則(昭和三十八年栃木県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

云 記 受 付 紙 十 旦 叩 母 「60 日」 炒 「3 月」 以 「知 事 に」 炒 「栃木県知 事 に」 以 점 ⊗ 、「した 日」 ○ ≤ 以 「 (行 政 不服 審 査 法 (平成 26 年 法 律 第68 号) 第23 条 の規 定 に より 不備 を 補 正 すべきこと を 命 じられた 場合 に あつて は、 当 該 不備 を 補 正 した 日。 以 下 同 じ。 )」 炒 、 「50 日」 ○ ≤ 以 「 (当 該 審 査 請 求 を した 日 から 50 日 以 内 に 同 法 第43 条 第3 項 の 規 定 に より 通 知 を 受 け た 場合 に あつて は、 70 日)」 炒 旨 べ ゆ 。

云紀樊代忠川十川中日「60日」や「3月」と、「知事に」や「栃木県知事に」と、「6ヶ月」や「6箇月」とおる、「した日」○ < とし、「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下同じ。)」や、「50日」○ < とし、「(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日)」や長べや。

(栃木県営林道事業分担金条例施行規則の一部改正)

正する。 第四条 栃木県営林道事業分担金条例施行規則(昭和五十二年栃木県規則第二十三号)の一部を次のように改

忌品 受 付 日 「60日」 や 「3月」 以 「異議申立て (審査請求) を」 や 「審査請求を」 以 「異議申立て を」 や 「審査請求を」 以 「異議申立て (審査請求) に対する決定」 や 「審査請求に対する裁決」 以 名 え ゆ。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第五条 身体障害者福祉法施行細則(平成五年栃木県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

云に樊怡無十川中日「60日」や「3月」と、「異議申立てを」や「審査請求を」と、「異議申立てに対する決定」や「審査請求に対する裁決」とおるや。

治 別

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 栃木県規則第二十五号

平成二十八年三月三十一日栃木県情報公開審査会規則及び栃木県個人情報保護審議会規則を廃止する規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県情報公開審査会規則及び栃木県個人情報保護審議会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 栃木県情報公開審査会規則(昭和六十一年栃木県規則第五十四号)
- 二 栃木県個人情報保護審議会規則(平成十三年栃木県規則第十八号)

#### 温泉

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(文書学事課)

# 訓令

## 梳木県訓令第二号

本 庁

栃木県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

# 栃木県官報報告規程の一部を改正する訓令

栃木県官報報告規程(昭和二十九年栃木県訓令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。

決」を「裁決を」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。別記様式第二号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「決定又は裁

#### 图 图

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(文書学事課)

# 教育委員会

### 栃木県教育委員会規則第四号

る。 栃木県情報公開条例施行規則及び栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め

平成二十八年三月三十一日

栃木県教育委員会

# 栃木県情報公開条例施行規則及び栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(栃木県情報公開条例施行規則の一部改正)

る。 第一条 栃木県情報公開条例施行規則(平成十二年栃木県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正す

空間蒸火紙 二 中土 「 苗 関 申 立 工 」 や 「 奉 東 望 事 ず 」 い 以 る め 。

(栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

正する。第二条 栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十三年栃木県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

空門森以寒川中中「苗欒申立て」や「墨東
いいなるゆ。

記様式第二十三号中「60日」を「3月」に、「湘〇中」で、別記様式第十五号、別記様式第二十二号及び別別記様式第五号、別記様式第十一号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第二十二号及び別

決定」や「審査請求に対する裁決」とおるや。

#### 温泉

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(総務課)

# 選挙管理委員会

#### 栃木県選挙管理委員会告示第十七号

る。 栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定め

平成二十八年三月三十一日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

(栃木県情報公開条例施行規程の一部改正)

改正する。第一条 栃木県情報公開条例施行規程(平成十二年栃木県選挙管理委員会告示第二十号)の一部を次のように

三門森川郎田「苗欒申立て」や「奉棊書水」 いわるめ。

「異議申立てに対する決定」や「審査請求に対する裁決」と必める。 民紀様式寒国中及び民紀様式寒十中中「60日」や「3月」と、「異議申立てを」や「審査請求を」と、

云温樂代紙十川中日「開示決定等」の≲以「又は開示請求に係る不作為」や旨べ、「不服申立て」や「審査請求」以、「栃木県情報公開審査会」や「栃木県行政不服審査会」とお名や。

(栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

ように改正する。第二条 栃木県個人情報保護条例施行規程(平成十三年栃木県選挙管理委員会告示第八十四号)の一部を次の

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に致める。

翌門森共継川中中「苗鰈申立て」や「奉棊罪水」に収める。

記様式第二十三号中「60日」を「3月」と、「異議申りてを」を「審検計・正明、別記録式第二十三号中「60日」を「3月」と、「異議申り、別記録式第十二号、別記録式第十二号、別記録式第十五号、別記録式第十五号、別記録式第二十二号及び別

## 温 宝

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 人事委員会

# 栃木県人事委員会規則第十二号

栃木県人事委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

## 栃木県人事委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(栃木県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正)

第三条第十七号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正)

のように改正する。第二条 職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和二十六年栃木県人事委員会規則第十二号)の一部を次

第三項中「不服の申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(職員の退職手当に関する規則の一部改正)

正する。第三条 職員の退職手当に関する規則(昭和二十九年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改

イ」を「<del>略</del>内論社として、「60日」を「37世」と改め、「又な浴径」を削る。 別記様式第十七から別記様式第二十四までの規定、別記様式第二十六及び別記様式第二十七中「入居申け

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

を次のように改正する。 第四条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号)の一部

第八条の四第一項中「六十日」を「三月」に改める。

「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。第八条の六の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、

(栃木県情報公開条例施行規則の一部改正)

る。 第五条 栃木県情報公開条例施行規則(平成十二年栃木県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正す

空門森八部一中「苗欒申立て」や「塞棊請求」 に収める。

「異議申立てに対する決定」や「審査請求に対する裁決」とおるる。

(栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

に改正する。 第六条 栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十三年栃木県人事委員会規則第二十八号)の一部を次のよう

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

些門森共郷川中中「苗驤申立て」や「奉棊輩氷」に収める。

民品 受 付 账 目 叩 中 「60日」 ゆ 「3月」 と、「異議申立てを」 ゆ 「審査請求を」 と、「異議申立てに対する決定」 ゆ 「審査請求に対する裁決」 と、「異議申立てが」 ゆ 「審査請求が」 と おるゆ。

決行」を「略掛請決に対する数決」に改める。 記様式第二十三号中「60日」を「3月」に、「無難申けてか」を「略掛請決を」に、「無難申けてに対する別記様式第1十三号といい。別記様式第十二号、別記様式第十二号とび別

(職員の苦情の処理に関する規則の一部改正)

王する。 第七条 職員の苦情の処理に関する規則(平成十七年栃木県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改

第三条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

温 强

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

いいま見い。マ月ニーノタロノートガい方をマン

#### 栃木県人事委員会規則第十三号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 遼 夫

## 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成十四年栃木県人事委員会規則第十六号)の一部を次の

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

| 条」に、「第五十九条—第六十一条」を「第六十二条—第六十四条」に、 | 第十二章 | 補則(第六十三条) | 一条—第五十四条」を「第五十四条—第五十七条」に、「第五十五条—第五十八条」を「第五十八条—第六十「第四十六条—第四十九条」を「第四十九条」を「第五十三条」に、「第五十三条」を「第三十三条」を「第三十三条—第四十八条」に、

一を「第十一章 補則(第六十五条)」に改める。

第一条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

請求」に改める。第二条第二号中「法第四十九条の二第一項の規定による審査請求(以下「審査請求」という。)」を「審査

第四条第一項に次の一号を加える。

るときは、第六条第二項に規定する正当な理由 十一 法第四十九条の三に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)の経過後において審査請求をす

内」を「審査請求期間内」に改め、同条第三項中「審査請求の期間」を「審査請求期間」に改める。第二項中「提出期限後」を「審查請求期間経過後」に、「天災その他やむを得ない」を「正当な」に、「期限第六条第一項第三号中「法第四十九条の三に規定する期間経過後」を「審査請求期間経過後」に改め、同条

第九条第三項中「あてて」を「宛てて」に改める。

第十三条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

第十五条第七項中「第四十六条第二項」を「第四十九条第二項」に改める。大、第三十二条第二項(第五十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき審理を終了したとき。

発十一準を削る。

第十二章を第十一章とする。

し、第六十条を第六十三条とし、第五十九条を第六十二条とする。第六十三条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条を第六十五条とし、第六十一条を第六十四条と

四条第一項第二号」に改め、同条を第六十一条とする。に、「第五十五条第二項」を「第五十八条第二項に定める期間」に、「第五十一条第一項第二号」を「第五十三条第一項第二号」に、「第六条第一項第三号」を「同項第三号」に、「法第四十九条の三」を「審査請求期間」第五十八条中「第四十六条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第五十五条第一項各号」を「第五十八条

六条を第五十九条とし、第五十一条から第五十五条までを三条ずつ繰り下げる。第五十七条中「第五十五条第一項各号」を「第五十八条第一項各号」に改め、同条を第六十条とし、第五十

その旨を含む。)」を加え、同条を第五十三条とする。第五十条第二項第七号中「記録」の下に「(証人の尋問において第四十二条第一項の措置を執ったときは、

等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「考慮は」と、」に、「第四十五条第一項中「考慮し、第二十条第一項の規定に基づき通知した場合において、証言て、事実上及び法律上の事項に関し」を「おいて」に、「事実上及び法律上の事項に関し」と、」を「審査長と、第二十四条第一項」に、「第二十五条第一項中「」を「第二十六条第一項中「審查長は、」に、「おい十八条第三項」に、「第二十三条第一項」を「第二十二条第一項中「当事者の一方」とあるのは「当事者」条及び第二十八条を除く。)及び第二節(第三十四条、第四十一条、第四十二条、第二十名、第二十元、第二十五条、第二十元条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条

め、同条を第五十二条とし、第四十八条を第五十一条とし、第四十七条を第五十条とする。あるのは「の規定」と、第四十八条第一項中「ときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「ときは」と」に改条第五項中「、第四十条」とあるのは「及び第四十条」と、「並びに第四十一条第二項及び第三項の規定」と、第四十四し」とそれぞれ」を「第二十七条中「当事者の一方又は双方」とあるのは「請求人又は処分者」と、第四十四

項」を「第二十条第四項」に改め、同条を第四十九条とする。第四十六条第一項第二号中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項第三号中「第十九条第四

条を第四十七条とし、第四十三条を第四十六条とし、第四十二条を第四十五条とする。第四十五条第一項中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第四十八条とし、第四十四

を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条を第四十四条とし、第四十条を第四十三条とし、第三十九条第四十一条第五項中「第三十七条第三項、第三十九条」を「第三十九条第三項、第四十条)に、「第三十九

(証人の遮へいの措置)

- 相手の状態を認識することができないようにするための措置を執ることができる。れがあると認める場合であって、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互にり、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそ第四十二条 審査長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情によ
- 2 前項の措置を執るに当たっては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第三十八条を第四十条とし、第三十五条から第三十七条までを二条ずつ繰り下げる。

十一条とし、第五章第一節中同条の次に次の一条を加える。第三十三条を第三十五条とし、第三十二条を第三十四条とし、第三十一条を第三十四条を第三十三条を第三十二条を第三十六条第二項。に改め、同条を第三十六条とし、

(海型の終了)

- する。 第三十二条 人事委員会は、この章の規定に従い必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものと
- できる。2 前項に定めるもののほか、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することが
  - 求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。相当の期間内に提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を一請求人から第二十三条第二項に規定する反論書又は第二十四条第一項に規定する書面がこれらの規定の
  - 二 請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。
- とする。3 人事委員会は、前二項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するもの

同条を第三十条とし、第二十八条を第二十九条とする。る」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限する」に改め、第二十九条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条第一項中「その指揮に従わない者の発言を禁止す

り下げる。に改め、同条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とし、第二十二条から第二十五条までを一条ずつ練条、第二十五条及び第二十九条」を「第十九条第二項、第二十一条、第二十二条、第二十六条及び第三十条」第二十七条第一項中「ともに」を「共に」に改め、同条第四項中「第十八条第二項、第二十条、第二十一

事者にこれを通知しなければ」に改め、同条を第二十二条とする。第二十一条第一項中「ともに」を「共に」に改め、同条第三項中「指定しなければ」を「指定し、かつ、当

かつ、当事者にこれらを」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。第二十条の見出し中「通知」を「日時等の指定及び通知」に改め、同条第一項中「当事者に」を「指定し、

を加える。第十八条第二項中「ともに」を「共に」に改め、同条を第十九条とし、第五章第一節中同条の前に次の一条

(審理の計画的進行)

相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。第十八条 当事者及び代理人並びに人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、

## 密 副

(搖行財田)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(陸盟問題)

- (栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部改正)てであってこの規則の施行前にされた同項に規定する処分に係るものについては、なお従前の例による。2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四十九条第一項に規定する処分についての不服申立
- 第二十号)の一部を次のように改正する。3 栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則(昭和四十八年栃木県人事委員会規則)

# 監 査 委 員

#### 栃木県監査委員告示第八号

る。 栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定め

平成二十八年三月三十一日

栃木県監査委員

栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

(栃木県情報公開条例施行規程の一部改正)

る。第一条 栃木県情報公開条例施行規程(平成十二年栃木県監査委員告示第三号)の一部を次のように改正す

空門森共雅二中十「苗欒申立て」や「舉事事以」に対める。

「異議申立てに対する決定」や「審査請求に対する裁決」とおるゆ。

云温漿Ҡ無十川��母「開示決定等」のメジ「又は開示請求に係る不作為」や云水、「不服申立て」や「審査請求」と、「栃木県情報公開審査会」や「栃木県行政不服審査会」とお名や。

(栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

する。第二条 栃木県個人情報保護条例施行規程(平成十三年栃木県監査委員告示第十号)の一部を次のように改正

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

空門森以解川中へ「苗欒申立て」や「畢某罪、に収める。

記録式第二十三号中「60日」を「3月」と、「異議申立てを」を「審査請求を」と、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」と改める。

#### 室 三

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 公安委員会

栃木県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 小 林 一 成

#### 栃木県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(栃木県道路交通法施行細則の一部改正)

る。 第一条 栃木県道路交通法施行細則(昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正す

空門森八郎十七中十「60日」や「3月」に、「苗業申立て」や「奉承輩本」に収める。

(栃木県情報公開条例施行規則の一部改正)

する。 第二条 栃木県情報公開条例施行規則(平成十三年栃木県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正

三に様式紙二中十「苗欒申立て」や「奉事事本」に対める。

「異議申立てに対する決定」や「審査請求に対する裁決」とおるる。 | 記記様式紙目中及び記記様式紙十中中「60日」や「3月」と、「異議申立てを」や「審査請求を」と、

(栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

正する。第三条 栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十八年栃木県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

**三品様以紙川中日「苗欒申立て」や「奉承請求」に対める。** 

決定」を「略掛請決に対する数決」に改める。 記様式第二十三号中「60日」を「3月」に、「加羅申り付付。 別記様式第十二号、別記様式第十一号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第二十二号及び別

(栃木県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部改正)

委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。第四条 栃木県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則(平成十八年栃木県公安

定」や「裁決」に改める。 別記様式第一中及び別記様式第五中中「60日」や「3月」に、「異議申与て」を「審査請求」に、「決

(栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

規則第十四号)の一部を次のように改正する。第五条 栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例施行規則(平成十九年栃木県公安委員会

云紀樂代(幽) 母「60日」炒「3月」以、「この処分を行った警察官の所属する警察署の警察署長(警察本部に所属する警察官が行った処分については、栃木県警察本部長)」炒「栃木県公安委員会」以お8№。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 栃木県公安委員会規程第三号

栃木県公安委員会文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 小 林 1 成

別表の三指令の部備考凶を次のように致める。栃木県公安委員会文書規程(昭和四十二年栃木県公安委員会支書規程(昭和四十二年栃木県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求をすることができる期間を教示すること。図 審査請求をすることができる処分をする場合には、当該処分につき審査請求をすることができる回

別表の五達の部備考別を次のように改める。

並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求をすることができる期間を教示すること。② 審査請求をすることができる処分をする場合には、当該処分につき審査請求をすることができる旨

温 宝

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 企 業 局

#### 栃木県公宮企業管理規程第二号

定める。栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程

(栃木県情報公開条例施行規程の一部改正)

する。第一条 栃木県情報公開条例施行規程(平成十二年栃木県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正

空門森川部中「苗蹼申立て」や「奉棊斗水」 いみるゆ。

云紀埏

 田川

 田川

 田田

 田田

「異議申立てに対する決定」や「審査請求に対する裁決」と
おるゆ。

三品様式紙回中及び記記様式紙十中中「60日」や「3月」と、「異議申立てを」や「審査請求を」と、

忌品獎忙餓十川中日「開示決定等」の长以「又は開示請求に係る不作為」や長べ、「不服申立て」や「審査請求」以、「栃木県情報公開審査会」や「栃木県行政不服審査会」とお名や。

(栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

改正する。第二条 栃木県個人情報保護条例施行規程(平成十三年栃木県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

三門森以寒川中中「苗蹼申立て」や「墨棊џ水」 いみるめ。

忌品獎代账目中日「60日」や「3月」以、「異議申立てを」や「審査請求を」以、「異議申立てに対する 決定」や「審査請求に対する裁決」以、「異議申立てが」や「審査請求が」以おるや。

民品様式銀工中川中中「60日」や「3月」と、「異議申立てを」や「審査請求を」と、「異議申立てに対する決定」や「審査請求に対する裁決」と必める。

#### 运宝

この管理規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

( 経営企画課)

# 警察本部

## 栃木県警察本部訓令甲第二号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県警察本部長 松 岡 亮 介

## 栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

る。 栃木県情報公開条例施行規程(平成十三年栃木県警察本部訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正す

空門森川部山山中「苗欒申立て」や「塞東
いいなるゆ。

・監督機以継川中十(90日)や(3月)方、(苗蹼申立て)や(塞基準が) に収める。

別記様式第四号及び別記様式第十号中「60日」を「31」に改める。

#### 温波

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 栃木県警察本部告示第一号

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県警察本部長 松 岡 亮 介

# 栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

二十二号及び別記様式第二十三号中「60田」を「3油」に改める。別記様式第四号、別記様式第五号、別記様式第十一号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第一版予以問記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第一項十五号、別記様式第一時、別記様式第十五号、別記様式第一方、の一部を次のように改正する。

#### 温 宝

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 労働委員会

## 栃木県労働委員会告示第一号

る。 栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定め

平成二十八年三月三十一日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

# 栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

(栃木県情報公開条例施行規程の一部改正)

正する。 第一条 栃木県情報公開条例施行規程(平成十二年栃木県地方労働委員会告示第一号)の一部を次のように改

些門森共部川中中「苗欒申立て」や「舉事事事」に対める。

「異議申立てに対する決定」や「審査請求に対する裁決」とおるゆ。 「異議申立てに対する決定」や「審査請求に対する裁決」とが「異議申立てを」や「審査請求を」と、

忌品機

「無十川中

「開示決定等」の

だい「又は開示請求に係る

不作為」や

に不服申立て」や「審査請求」と、「栃木県情報公開審査会」や「栃木県行政

不服審査会」と

になる。

(栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

に改正する。 第二条 栃木県個人情報保護条例施行規程(平成十三年栃木県地方労働委員会告示第二号)の一部を次のよう

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に汝める。

空門添以寒川心中「苗蹼申立て」や「寒草弾水」に収める。

記録式第二十三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に対する裁決」とある。

温宝

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 収 用 委 員 会

## 栃木県収用委員会規則第一号

る。 栃木県情報公開条例施行規則及び栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め

平成二十八年三月三十一日

栃木県収用委員会会長 竹 輝 一 郎

栃木県情報公開条例施行規則及び栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(栃木県情報公開条例施行規則の一部改正)

る。第一条 栃木県情報公開条例施行規則(平成十二年栃木県収用委員会規則第一号)の一部を次のように改正す

空門森共継川中十「苗欒申立て」や「奉棊斗水」に収める。

「異議申立てに対する決定」や「審査請求に対する裁決」と対める。

(栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

正する。第二条 栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十三年栃木県収用委員会規則第三号)の一部を次のように改

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

三門森以紙川中中「苗欒申立て」や「奉棊書水」に収める。

民品 受 付 账 目 叩 中 「60日」 ゆ 「3月」 じ、「異議申立てを」 ゆ 「審査請求を」 じ、「異議申立てに対する決定」 ゆ 「審査請求に対する裁決」 じ、「異議申立てが」 ゆ 「審査請求が」 じ 格 名 ゆ 。

民に様式第二十三号中「60日」を「3月」と、「異議申りてを」を「審査請求を」に、「異議申りてに対する決定」を「審査請求に対する裁決」と必める。

至 三

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 内水面漁場管理委員会

#### 栃木県内水面漁場管理委員会告示第四号

る。 栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定め

平成二十八年三月三十一日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 矯 本 笈 一

## 栃木県情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

(栃木県情報公開条例施行規程の一部改正)

うに改正する。 第一条 栃木県情報公開条例施行規程(平成十二年栃木県内水面漁場管理委員会告示第一号)の一部を次のよ

空門森以郷川ホー「苗業申立て」や「奉棊書水」 に収める。

 云紀樊怡娥川��日「60日」ゆ「3月」ひ、「異議申立てを」ゆ「審査請求を」ひ、「異議申立てに対する 決定」ゆ「審査請求に対する裁決」ひ、「異議申立てが」ゆ「審査請求が」ひ名��。

| 三品類代紙目中区が三品類代紙十中十「60日」や「3月」に、「異議申立てを」や「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」や「審査請求に対する裁決」に対象で、

(栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

のように改正する。 第二条 栃木県個人情報保護条例施行規程(平成十三年栃木県内水面漁場管理委員会告示第二号)の一部を次

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

空門森八部川中へ「苗欒申立て」や「奉棊
いいなるる。

忌品漿 
「銀護申立てを」 
しい「審査請求を」 
とい「異議申立てを」 
しい「審査請求を」 
とい「異議申立てに対する 
決定」 
や「審査請求に対する裁決」 
とい「異議申立てが」 
や「審査請求が」 
といるの。

に様式第二十三号中「60日」を「3月」と、「異議申りてを」を「審査請求を」と、「知議申りてに対する別に様式第二十三号中「60日」を「3月」と、「異議中のてか」を「審査請求を」と、「知議申りてに対する別に様式第二十三号をび別

云紀樊代珉□十七中士「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」や「諮 問 通 知 書」と、「に対する不服申立て」や「又は開示(訂正・利用停止)請求に係る不作為に対する審査請求」と、「栃木県個人情報保護審議会に」や「栃木県行政不服審査会に」と、「に係る」や「又は開示(訂正・利用停止)請求に係る不作為に係る」と、「不服申立ての」や「審査請求の」とお⊗や。

温 强

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

議会

# 栃木県議会告示第一号

定める。 栃木県議会情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように

平成二十八年三月三十一日

栃木県議会議長 五月女 裕久彦

栃木県議会情報公開条例施行規程及び栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

(栃木県議会情報公開条例施行規程の一部改正)

る。第一条 栃木県議会情報公開条例施行規程(平成十二年栃木県議会告示第一号)の一部を次のように改正す

空門森八郎二郎中「苗蹼申立て」や「塞基罪水」に収める。

記記様式紙十二中中「開示決定等」の火じ「又は開示請求に係る不作為」や写べ、「不服申立て」や「審査請求」とおめる。

(栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

る。第二条 栃木県個人情報保護条例施行規程(平成十三年栃木県議会告示第二号)の一部を次のように改正す

第二十八条中「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」を「諮問通知書」に改める。

記録式第二十三号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に対する裁決」と必める。

云紀樂代紙□十七中母「栃木県個人情報保護審議会諮問通知書」や「諮 問 通 知 書」と、「に対する不服申立て」や「又は開示(訂正・利用停止)請求に係る不作為に対する審査請求」と、「栃木県個人情報保護審議会に」や「栃木県行政不服審査会に」と、「に係る」や「又は開示(訂正・利用停止)請求に係る不作為に係る」と、「不服申立ての」や「審査請求の」とお⊗や。

## 图 图

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。